⑺　本業務は、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康福祉機構発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請がある者は、技術提案書の提出者としての選定及び技術提案書の特定の対象者としない。
⑼　詳細は、説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Design Work and Construction Work of the Okayama Rosai Nursing School
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Time-limit to express interests bringing or mail : 5 : 00 P.M. 13, March, 2015
⑷　Time-limit for the submission of proposals bringing or mail : 5 : 00 P.M. 11, May, 2015
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division Accounting Department Japan Labour Health and Welfare Organization 580 Horikawa-cho Saiwai-ku, Kawasaki-shi Kanagawa-ken 212―0013 TEL : 044―556―9852 FAX : 044―556―9916

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

岡山労災看護専門学校設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年2月27日

独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役理事　亀澤　典子

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14
〇営第２号
1　業務概要
⑴　業務名　岡山労災看護専門学校設計業務
⑵　業務内容　本業務は、岡山県岡山市南区築港緑町１丁目10番25号にある岡山労災看護専門学校の建て替え工事に係る建築、建築設備の基本設計、実施設計、積算及び建築確認申請手続等を行うものである。
⑶　履行期限　平成28年３月10日（予定）
2　申請の時期　平成27年２月27日から平成27年３月13日午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。なお、平成27年３月13日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を受領できないことがある。
3　申請方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成27年２月27日から　〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア東館17階　独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課契約班　電話044―556―9852　において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　厚生労働省平成27・28年度有資格者名簿「測量・コンサルタント等」のうち定期受付において中国地域「建築関係コンサルタント」に申請を行い受理されているもので、平成27年４月１日に認定がなされる者であること。
③　申請書及び参加表明書等の提出期限の日から契約の時までの期間に独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から指名停止を受けている期間中でないこと。
④　下記の５に該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「岡山労災看護専門学校設計共同体協定書」によるものであること。
5　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「岡山労災看護専門学校設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成27年２月27日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役理事）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成27・28年度を有効期間とする沖縄総合事務局の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成27年2月27日

内閣府沖縄総合事務局長　河合　正保

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成27・28年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。